

介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書 一別表一

利用料金

(1)基本料金

1月あたりのご利用料金

要介護度	1月あたりの自己負担額(1割負担)	1月あたりの自己負担額(2割負担)	1月あたりの自己負担額(3割負担)
事業対象者 要支援1	1,798円	3,596円	5,394円
要支援2	3,621円	7,242円	10,863円

(2)加算料金

加算	1月あたりの自己負担額(1割負担)	1月あたりの自己負担額(2割負担)	1月あたりの自己負担額(3割負担)
サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)要支援1	88円	176円	264円
サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)要支援2	176円	352円	528円

※上記の料金の(1)(2)の自己負担額については高崎市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱に定める額とします。

※介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)については、上記の料金(1)(2)の算定した利用総単位数に地域単位数を乗じ、さらに1000分92に相当する単位数を加算いたします。

※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)については、上記の料金(1)(2)の算定した利用総単位数地域単位数を乗じ、さらに1000分の90に相当する単位数を加算いたします。

※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)については、上記の料金(1)(2)の算定した利用総単位数地域単位数を乗じ、さらに1000分の80に相当する単位数を加算いたします。

※介護職員等特定処遇改善加算(Ⅳ)については、上記の料金(1)(2)の算定した利用総単位数地域単位数を乗じ、さらに1000分の64に相当する単位数を加算いたします。

(3)昼食料金

1食あたり590円

(4)その他

おむつ代、レクリエーション等にかかわる費用等は自己負担となります。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦利用料全額を頂きサービス提供証明書を発行いたします。後日市町村役場の窓口に出しますと差額の払戻しを受けることができます。

利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

- ① 利用日の前営業日午後5時30分までに連絡をいただいた場合 無料
- ② 利用日の当日午前8時30分までに連絡をいただいた場合 無料
- ③ 利用日の当日午前8時30分までに連絡がなかった場合 食事料金全額負担